## 三平代表コラムNO.23

毎年、10月に最低賃金が改定されますが、今年度は、昨年度を上回る引き上げ額となっており、特に、パート・アルバイトの時給設定にはご留意ください。

平成 28 年度の地域別最低賃金は全国加重平均額で 823 円と、昨年度 798 円に対して 25 円の引き上げとなっています。参考までに、関東 1 都 6 県における 28 年度地域別最低賃金額は、次のとおりです。

今年度の最低賃金額の改定により、700 円を下回る地域別最低賃金額はなくなりました。

都道府県名	28 年度地域別最低賃金時間額 〈( )内は前年度〉	発効年月日
茨 栃 群	771 円(747 円) 775 円(751 円) 759 円(737 円) 845 円(820 円) 842 円(817 円) 932 円(907 円) 930 円(905 円)	平成 28 年 10 月 1 日 平成 28 年 10 月 1 日 平成 28 年 10 月 6 日 平成 28 年 10 月 1 日

正社員の賃金のみならず、アルバイトやパートタイマー等に対しても、国が 定めた最低賃金額以上の賃金を会社は支払わねばならず、地域別最低賃 金額以上の賃金額を支払わないことに対しては 50 万円以下の罰金が定め られています。最低賃金を下回る賃金で契約をした場合は、その部分につい ては無効とされます。

中小企業・小規模企業にとっては、忙しいけれど、一向に利益が上がらないという状況が多く見受けられます。そのような状況において、最低賃金額が上がり、人件費が高騰するのは、経営を圧迫する大きな要因となることが懸念されています。

現に人手不足に悩む中小企業・小規模企業の中には、事業継続について厳しい選択を迫られている企業もあります。

最低賃金額の改定により、働く人々の労働条件を少しでも改善していくこと は必要ではありますが、一方で、中小企業への支援策も実行していく必要が あるのではないでしょうか。政府、行政において中小企業・小規模企業への 生産性向上など様々な支援などの施策についても検討し、適切な対応をとっ て頂きたいと考えます。